

## お詫びと訂正

『おはよう 21』2015 年 4 月号増刊の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2015 年 4 月 2 日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
86	「居宅サービス」内 (1) 訪問介護費の表注	<u>* 身体介護の時間区分の一つとして「20 分未満」を位置づけるが、要介護 1・2 の認知症等の利用者に対する算定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている事業所のみ。</u>	<u>* 2 時間以上の間隔を空けて訪問すれば、すべての事業所で算定可能。訪問が頻回（間隔が 2 時間未満）の場合には、一定要件を満たせば算定可能。</u>	2015/4/2 更新